

教師の学び支援塾事業

若手教員教師塾実施要領

1 趣旨

本県教育を担う若手教員が、少人数グループを構成し、研修の企画立案・運営を行い、指導力に優れた経験豊富な熟達教員等（指導教員等）のもとで研修することを通して、教育理念や優れた指導技術の伝承を図る。

2 内容

(1) 研修企画の募集と実施

(2) 指導教員等の指定

指導教員等は、受講者の設定した研修テーマに関して優れた指導力を有する現職教員等または授業力向上アドバイザーとする。（管理職を指導教員等の対象とすることができる。）

※（例）教科指導、生徒指導、進路指導等については、優れた指導実績、研究実績のある教員等、部活動については、スポーツ・文化面で高い技術を有し、全国レベルで活躍している部を指導している部顧問等が指導教員等の対象となる。

(3) 研修グループへの研修費等の支援

教材作成など研修に必要な需用費は、45,000円を限度に県教育委員会が負担する。

(4) 研修成果の普及

教材や授業実践記録など、研修成果の公開を希望する教員小グループに対しては、富山県総合教育センターのWebページの使用を許可する。

3 実施手続き

① 研修を希望するグループの企画者は、指導教員等の内諾を得た上で、研修企画書（様式1）を第1回研修予定日の1ヶ月前までに県教育委員会に提出する。

ただし、研修グループの受講者が複数校に所属する場合は、研修グループの企画者が受講申込書（様式2）をとりまとめ、研修企画書とともに県教育委員会へ提出する。

② 県教育委員会は、研修企画書の内容を審査の上、採否を決定し、その結果を研修グループの企画者及び指導教員等の所属校長に通知するとともに、指導教員等を任命する。

③ 県教育委員会は、採択した研修を支援する指導主事・研究主事等を選定する。

④ 県教育委員会は、研修グループが希望する場合、受講者を公募する。

受講者を公募する研修の受講希望者は、受講申込書（様式2）を県教育委員会へ提出する。

県教育委員会は、受講を決定したときは、関係教育事務所、関係市町村教育委員会及び受講者の所属校長に通知する。（県立学校については受講者の所属校長に通知する。）

⑤ 県教育委員会は、受講者及び指導教員等の所属校長に研修計画を通知する。

⑥ 研修グループは研修計画書にそって、研修を運営する。

⑦ 研修グループは、実施報告書（様式3）を最終回の研修終了後2週間以内に県教育委員会へ提出する。

⑧ 研修成果の公開を希望するグループは、研修成果をデジタルデータで県教育委員会へ提出する。（富山県総合教育センターのWebページに掲載する。）

※ 県教育委員会へ提出する際は、教育みらい室長宛とする。

なお、市町村立学校は、市町村教育委員会、教育事務所を經由して提出する。

4 留意事項

(1) 研修グループについて

- ・研修グループは1人で構成してもよい。
- ・研修グループの企画者の所属校長は、研修企画書を提出する前に受入れについて指導教員等の所属校長と協議の上、内諾を得る。

(2) 研修テーマについて

- ・研修テーマは、教科指導、生徒指導、進路指導、部活動等、学校教育の全般から研修グループの必要に応じて、設定する。

(3) 研修の実施について

- ・研修日は、勤務日の勤務時間内（長期休業中を含む。）とする。
- ・研修場所は、原則として受講者又は指導教員等の所属する学校とする。
- ・受講者及び指導教員等の所属校長は、研修会場の提供、互見授業の実施、受講者の派遣（出張扱いとする。）等、研修の実施に協力する。

(4) 研修にかかる費用について

- ・県教育委員会は、指導教員等の出張旅費を負担し、教育みらい室から学校へ再配当する。ただし、市町村立学校については、教育みらい室小中学校課から直接支払う。
- ・県教育委員会は、各グループの授業研究、教材作成、研修成果の印刷等に必要な需用費を支出し、教育みらい室から学校へ再配当する。ただし、市町村立学校については、教育みらい室小中学校課から直接支払う。（立替払いはしない。）

教師の学び支援塾事業 ～若手教員教師塾～

教育みらい室

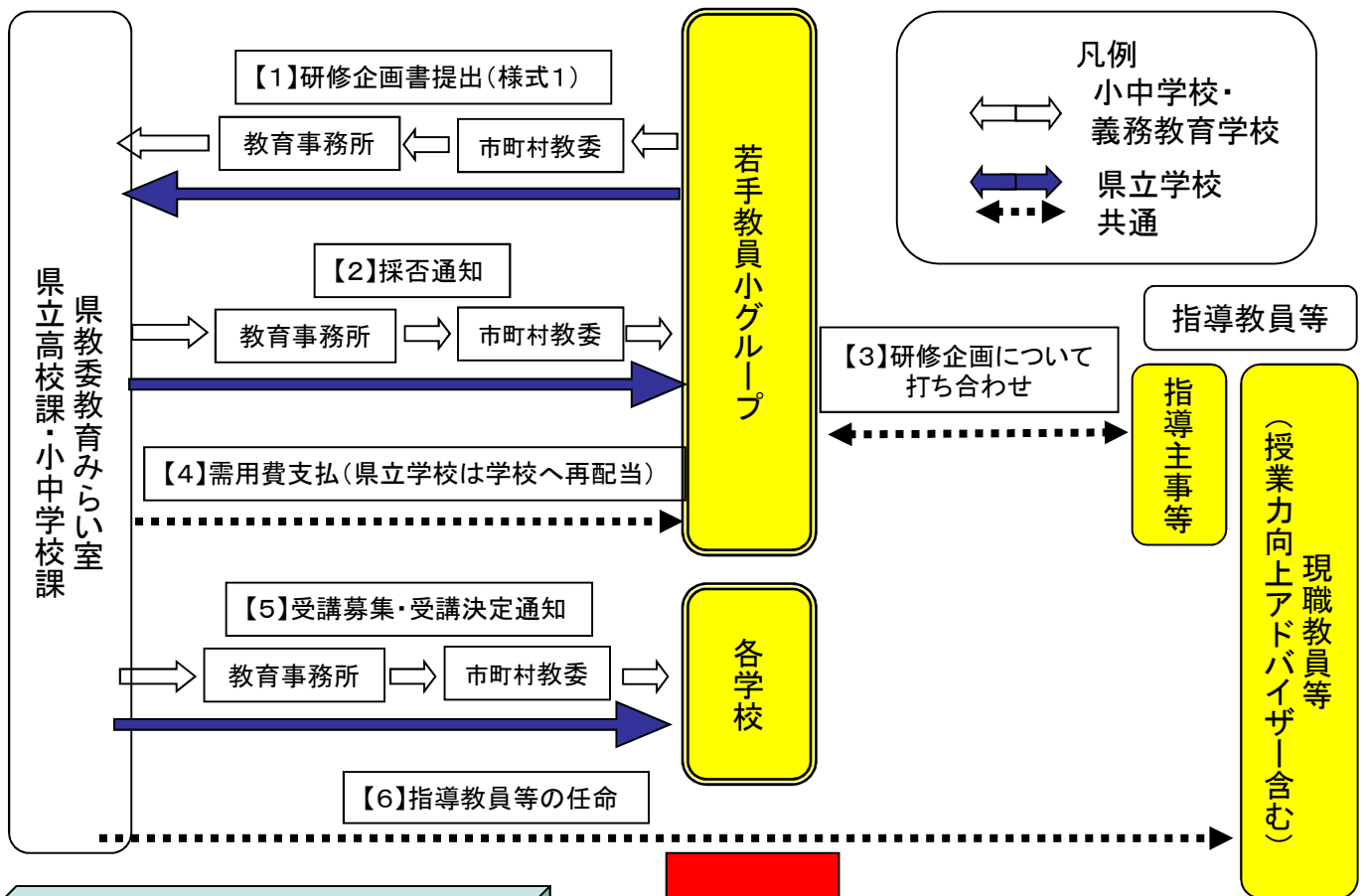
趣旨

本県教育を担う若手教員が、熟達教員等のもとで少人数の実践的研修を行うことを通して、教育理念や優れた指導技術の伝承を図る。

内容

- 校種、研修希望等が共通する若手教員5名程度で研修グループを構成する。
- 各グループには指導教員等(授業力向上アドバイザー等)が付く。

手順【若手教員教師塾の決定まで】



手順【若手教員教師塾の実施から】

